

京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）

京丹後市地域振興対策事業補助金交付要綱（平成16年京丹後市告示第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号に次のように加える。

- ア 新築事業
- イ 増築事業
- ウ 購入事業
- エ 改築事業
- オ 修繕事業

別表中

「	(1) 集会施設等整備事業	地区が行う施設整備事業で、市その他の補助金が交付されない事業	地区が行う補助対象事業に要する経費（ただし、1件当たりの事業費100千円以上のものに限る。）	補助対象経費の3分の1以内の額	を
		地区が行う事業で、京都市町村未来づくり交付金の対象となる事業		補助対象経費の3分の2以内の額	
		地区が所有する施設の営繕及び当該施設の備品購入に係る事業		補助対象経費の3分の1以内の額	
「	(1) 集会施設等整備事業	ア 新築事業	集会施設の建設費（土地の取得費、造成費、外溝工事費及び備品購入費を除く。）	〔建築単価（前年度の公立学校補助単価×1.25）×床面積×2/3〕の額（以下「補助限度額」という。）と〔補助対象経費×2/3〕の額のいずれか低い額の範囲とする。	に
		イ 増築事業	集会施設の増築費（土地の取得費、造成費、外溝工事費及び備品購入費を除く。）	補助対象経費の3分の2の額と補助限度額のいずれか低い額の範囲とする。	
		ウ 購入事業	集会施設の購入費（土地の取得費、造成費、外溝工事費及び備品購入費を除き、改造費を含む。）	補助対象経費の3分の2の額と補助限度額のいずれか低い額の範囲とする。	

工	改築事業	集会施設の改築費（土地の取得費、造成費、外溝工事費及び備品購入費を除く。）	補助対象経費の3分の2の額と〔補助限度額×2/3〕の額のいずれか低い額の範囲内とする。
才	修繕事業	集会施設の修繕費及び集会施設以外の地区所有施設の整備費（ただし、1件当たりの事業費が100万円以上のものに限る。）	補助対象経費の3分の1以内の額

改め、同表に次に備考を加える。

（備考）

集会施設の床面積は、地区等に係る次の世帯数（前年の10月1日における世帯の数）区分に応じた右欄に掲げる面積を限度とする。

世帯数区分(単位：戸)	限度面積(単位：㎡)
50未満	130
50～99	170
100～149	200
150～199	230
200～299	270
300～399	300
400～499	350
500以上	400

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。